

広域化の取組状況等について

消防の広域化実現までの状況

消防の広域化が法制化された平成18年以降に広域化を検討した消防本部が全体の66.8%（483本部）であり、そのうち広域化が実現した消防本部が11.3%（55本部）であった。

全消防本部
(723消防本部)

1

66.8%

(消防の広域化が法制化された平成18年以降に)

広域化を検討
(483消防本部)

2

11.3%

(消防の広域化が法制化された平成18年以降に)

広域化を実現
(55消防本部)

広域化を検討

- 723本部中、483本部（66.8%）が広域化を検討した

→「広域化を検討した経緯」等は2、3ページ

広域化の実現

- 483本部中、55本部（11.3%）が広域化を実現した

→「広域化の検討が進んだ理由・進まなかった理由」等は5、6ページ

1 消防の広域化を検討した経緯

広域化を検討したきっかけに対する回答で最も多かったのが『他団体からの働きかけがあったため（430本部（89.0%））』であった。

<広域化を検討したきっかけ(複数回答可)>

対象:483本部

●他団体からの働きかけ等があったため 430(89.0%)

- ・推進計画に広域化対象市町村の組合せとして位置づけられたため。(326本部) ※広域化推進計画については、46/47都道府県で策定済
- ・消防救急無線のデジタル化への移行に合わせて検討するに至ったため。(81本部)
- ・小規模消防本部、消防非常備町村等から要請があったため。(23本部)

●広域化の必要性を感じたため 163(33.7%) ←第2回(前回)で議論

- ・人口減少等の影響を踏まえ、体制強化を図る必要性を認識するに至ったため。(107本部)
- ・自然災害や大規模な火災等に対し他都市が苦慮している状況を踏まえ、単独の消防本部での対応に危機感を感じたため。(41本部)
- ・自然災害や大規模な火災等を経験し、単独の消防本部での対応に苦慮したため。(15本部)

●広域化の「下地」ができていたため 87(18.0%) ←第4回(次回)で議論予定

- ・消防指令センターの更新時期が重なったため。(35本部)
- ・既に消防指令センターの共同運用を実施していたため。(30本部)
- ・消防以外の業務を共同処理しているなど、地域的なつながりが強かったため。(22本部)

●その他 70(14.5%)

0 100 200 300 400 500 (本部数)

その他の主な意見
・都道府県主導による検討会の開催等
・市町村合併に伴い、消防の広域化を図ったため
・県からの提案や要請などにより、県内で検討会や協議会が立ち上がったため
・救急隊員、予防係員などの専門性を必要とする人員の増員及び資質の向上のため
・首長間での協議や首長からの指示

(「令和4年度 推進期限後の消防力の維持・強化に向けた検討に係る消防本部に対する調査」結果より)

1 消防の広域化検討につながる「他団体からの働きかけ」

- 「他団体からの働きかけ等があったため」と回答した消防本部に対し、働きかけの具体的な内容のヒアリングを実施した。
- その結果、都道府県が中心的な役割を果たし、意見交換の場の設定や当該場での議論の主導といった役割を担うことで、広域化の検討着手に至っている例が多く見られた。

(他団体からの働きかけの具体的な内容のヒアリング結果)

都道府県による主な働きかけ

<広域化検討の必要性の説明、働きかけ>

- 消防本部に対し、**将来的な少子化に伴う人材不足や、厳しい消防財政が改善されることを資料化**して説明

<関係者間の勉強会等の開催>

- 広域化の気運醸成を促すため、**消防本部に対して検討会や協議の場の設置するよう働きかけ**を実施

<勉強会等の議論の主導>

- 消防本部の求めに応じてオブザーバーとして参画し、広域化に関する情報提供や、課題解決に向けた助言を実施
- 県が事務局となり、事務委託や広域連合等、広域化の実施方法や事務の進め方に関する資料を準備・説明

地域の中心的な消防本部による主な働きかけ

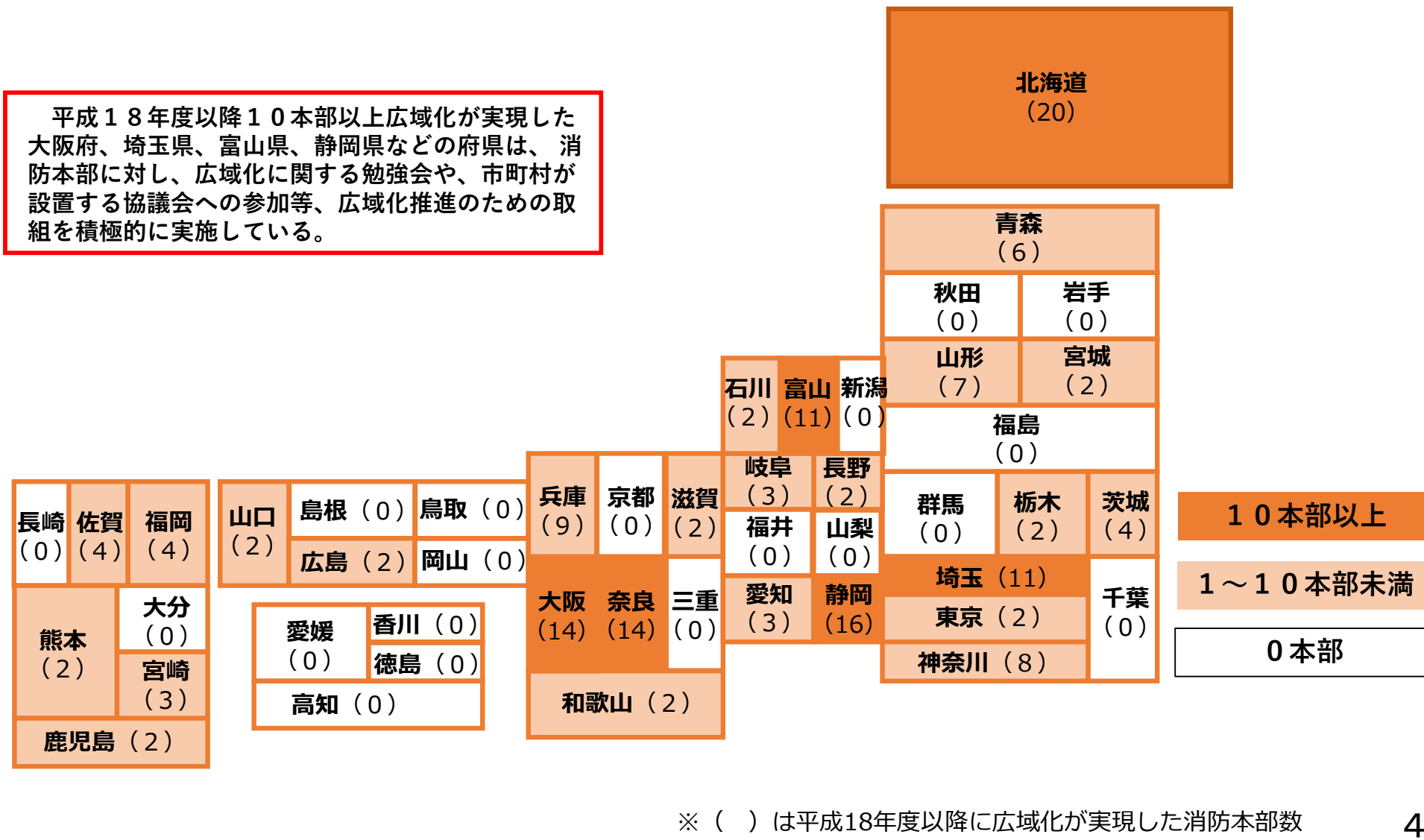
<消防本部の消防現況の情報共有>

- 中心的な消防本部の働きかけにより、**関係消防本部の消防現況等について情報交換**を実施
- **現場到着時間の調査や現行消防力の比較調査**等により、本格的な検討を開始する上での必要な資料を取りまとめ

平成18年度以降における消防の広域化の状況（令和4年4月）

平成18年度以降に消防の広域化が実現した消防本部の都道府県別の状況を比較すると、広域化が大きく進んだ都道府県とあまり進んでいない都道府県で明確な差が見られる。

平成18年度以降10本部以上広域化が実現した大阪府、埼玉県、富山県、静岡県などの府県は、消防本部に対し、広域化に関する勉強会や、市町村が設置する協議会への参加等、広域化推進のための取組を積極的に実施している。



※（ ）は平成18年度以降に広域化が実現した消防本部数

2 消防の広域化の検討が進んだ理由・進まなかった理由

○ 「検討が進んだ理由」について『消防本部間での調整が円滑に進んだため』との回答が最も多かった。

○ 一方で、検討が進まなかった理由に対する回答では『広域化の必要性を感じられなかった』ことに加え、『消防本部間の調整が上手くいかなかったため』という意見も多く見受けられた。

<広域化の検討が進んだ理由(複数回答可)> 対象:55本部

●消防本部間での調整が円滑に進んだため



- ・中心となる消防本部が前向きに取り組んだため。(29本部)
- ・首長、組合管理者同士の合意が早期に(先行して)なされたため。(31本部)
- ・給与、手当等が同水準であり、統一に係る調整に大きな支障が生じなかったため。(6本部)

●財政負担の軽減が見込まれたため



- ・消防指令センターや無線設備等の整備に係る負担軽減が見込まれたため。(31本部)
- ・国や県の財政措置による財政負担軽減が見込まれたため。(21本部)
- ・構成消防本部の規模が同程度であり、特定の消防本部への財政負担等の増加につながる可能性が低かったため。(7本部)

●広域化の「下地」ができていたため



- ・管轄区域を越えて災害出動する場合に、山や河川等が距離的・経路的な障害になるといえず、市街地等が一体化し都市形態も類似していたため。(14本部)

●その他



※「その他」の主な意見

- ・推進計画への位置づけ(広域化対象市町村の組合せ、消防広域化重点地域への指定など)
- ・中心となる首長が積極的に推進
- ・都道府県の消防広域化への積極的な関与

(「令和4年度 推進期限後の消防力の維持・強化に向けた検討に係る消防本部に対する調査」結果より作成)

<広域化の検討が進まなかった理由(複数回答可)> 対象:310本部

●広域化の必要性を感じられなかったため



- ・本部要員の効率化による人員の再配置や現場到着時間の短縮等、広域化の効果が見込まれなかったため。(90本部)
- ・地域が分断されていることや、広域化後の管轄面積が広範といった地理的要因により広域化が困難又は効果が見込まれない。(86本部)
- ・広域化により現行の災害対応力が低下することが懸念されたため。(55本部)
- ・市町村の防災部局や消防団との連携がとりにくくなること懸念されたため。(46本部)

●消防本部間の調整が上手くいかなかったため



- ・給与、手当等について他本部と合せることが困難であったため。(68本部)
- ・広域化を検討するために十分な体制(専門部署、人員等)が整備できなかったため、しっかりとした議論ができなかった。(43本部)
- ・消防署所の配置等に関する意見が合わなかったため。(17本部)

●財政負担の問題



- ・広域化による財政負担・事務負担の増大が懸念されたため。(116本部)
- ・消防指令センターの更新時期が合わなかったため。(15本部)

●その他



※「その他」の主な意見

- ・消防本部間の意見の相違によるため
- ・広域化に伴うメリットが見いだせなかったため
- ・広域化の必要性を感じていないため

2 消防の広域化の実現につながる「消防本部間の調整」

- 「消防本部間の調整」と回答した本部に対し、具体的な調整内容のヒアリングを実施した。
- その結果、都道府県が消防本部間の意見調整を担うとともに、地域の中心的な消防本部が具体的な論点の検討を主導することで、広域化の実現に至っている例が多く見られた。

都道府県による主な調整

<消防本部間の調整>

- 消防本部が設置した会議体に参加し、**調整が難航している場合、各消防本部に対し、議題を絞った個別の会議等を開催**

<消防本部と首長部局等との調整>

- 消防本部の求めに応じ、**首長・首長部局（企画部門、財政部門）等への説明への同席や市町村議会への出席を実施**

地域の中心的な消防本部の役割

<広域化後のあり方の具体的検討の主導>

- 中心的な消防本部の呼びかけにより、構成消防本部の部長級を委員とする研究会を設置し、**今後の消防組合の在り方について具体的な検討を実施**
- **消防広域化ブロック連絡会を、中心的な消防本部が事務局として主体的に進める**取組を実施

<具体的論点の整理>

- 中心的な消防本部から、管理職として1名を協議会に派遣し、**例規等の整備を検討**
- 中心的な消防本部が協議会の事務局長を務め、**検討課題の整理や意見集約、財政シミュレーション等を実施**
- 中心的な消防本部が**事務委託方式による受け入れを表明**

<関係者間の調整の主導>

- 中心的な消防本部が事務局として、**関係する首長及び議会へ説明**を行った。

近年の消防本部規模別の広域化状況

過去10年間で消防の広域化が実現した消防本部のうち、大規模消防本部が核となった小規模消防本部との広域化が全体の83%を占めている。

平成25年7月1日から令和4年4月1日までの広域化実現状況

		小規模な消防本部 ^{※1} 同士の広域化 (※非常備を含む)	大規模消防本部 ^{※2} と 小規模消防本部との広域化	その他 ^{※3}	合計
広域化した本部数	2本部	3	15	1	19
	3本部以上	2	10	0	12
	合計	5 (17%)	25 (83%)	1	31 (地域数)

※1 小規模な消防本部とは、職員数100人未満の消防本部

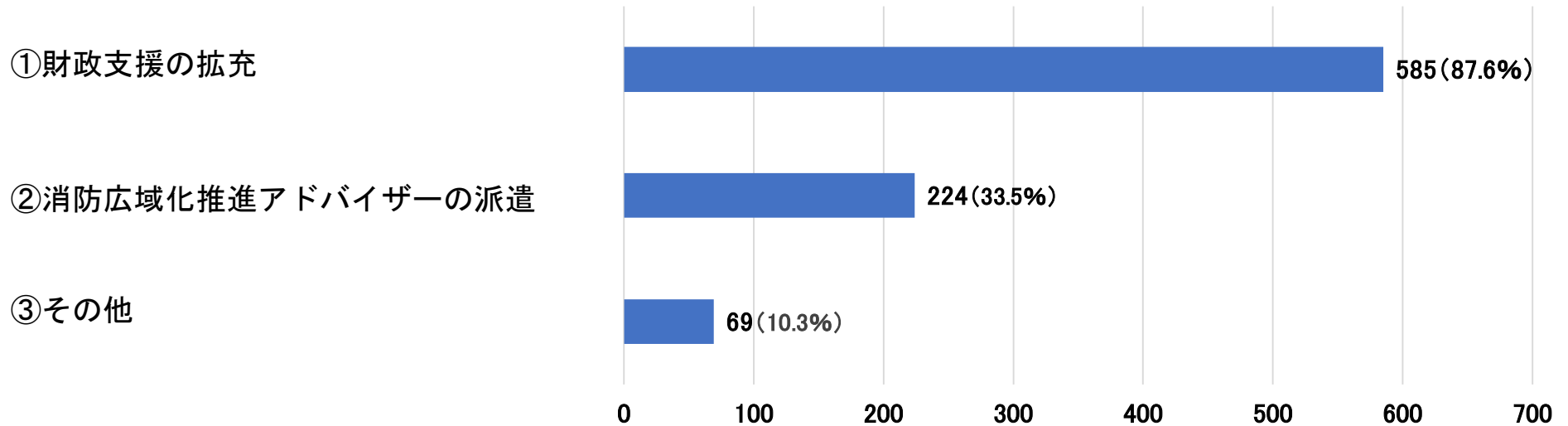
※2 大規模消防本部とは、職員数100人以上の消防本部

※3 大規模消防本部同士の広域化

消防本部が消防庁に求める支援

消防本部が広域化を検討するにあたり消防庁に求める支援で最も多いのが、財政支援の拡充であり、次いで広域化推進アドバイザーの派遣であった。

広域化を検討するにあたって、消防庁に求める支援（複数回答可） 対象：668本部



※対象本部数については全消防本部(723)から「広域化が実現した本部(55)」を除いた数

その他（主な意見）	意見数
●検討を考えていない現段階では、特になし。	40
●県との調整を密に図っていただきたい。	2
●首長会議等でトップ同士の協議と理解が進めば、議論が活発になると思われる。	2
●出動件数増減予測などの検討支援事業及びその他のコンサル事業。	2

(参考) 消防の広域化に係る財政支援

消防の広域化	都道府県	普通交付税	消防広域化推進経費 ・広域化消防運営計画の作成等に関する情報提供、助言等及び消防広域化重点地域の指定、協議会への参加等に必要な経費
		特別交付税 [※1]	広域化対象市町村に対する支援に要する経費 ・広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費
	市町村	特別交付税 [※1]	消防広域化準備経費 ・広域消防運営計画策定経費 ・広域化協議会負担金 ・協議会委員報酬 ・広報誌作成費 等
			消防広域化臨時経費 ・消防本部の統合、署所の再配置に伴う通信施設、設備等の整備に要する経費 ・消防本部の名称、場所の変更等に伴い必要となる経費 ・業務の統一に必要となるシステム変更、規程の整備等に要する経費 等
		地方債	防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債 [※2、※3] ・消防署所等（消防署、出張所及び消防指令センターをいう。）の増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備（広域化後5年度以内に完了するもの。）
	補助金優先配分	一般事業債・一般補助施設整備等事業債 ・消防本部庁舎の整備	
		消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮を行う。	

※1 ・都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであって、令和6年4月1日までに行われたものに限る。

※2 ・消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。

※3 ・消防の広域化及び連携・協力関連事業（防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債）については、広域化後又は連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了する事業（一部5年度以内）が対象となっているが、緊急防災・減災事業債の事業年度は令和7年度までとなっている。（令和8年度以降の事業への緊急防災・減災事業債の充当については、現時点では未定である。）